

第 I 章 計画の概要

1. 計画の目的と位置づけ

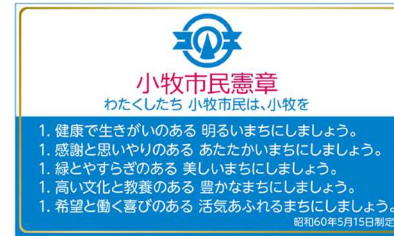
本市では、小牧市自治基本条例の第 19 条第 1 項において、小牧市民憲章（昭和 60（1985）年 5 月 15 日制定）に掲げる理想のまちを実現するため、その基本となる計画（以下「基本計画」）を定めることとされており、「まちづくり推進計画」はこの基本計画に該当するものです。

同条例では、「市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調製する」ことが規定されており、「まちづくり推進計画」は、予算の編成・議決・執行等の行政運営の基礎をなす、本市の最上位計画として位置づけられています。

これまで本市では、「小牧市まちづくり推進計画 第 1 次基本計画（計画期間：令和元（2019）年度～8（2026）年度）」に基づき、まちに対する市民の誇りや愛着を醸成するための都市ブランド戦略を積極的に推進するとともに、「こまきこども未来館」「小牧市中央図書館」を相次いで開館するなど、子育て世代を含めた若い世代にとっても魅力あるまちづくりに注力してきました。

一方、本市におけるまちづくりの主要課題としては、人口減少・少子高齢化への対応、デジタル化の推進、環境に配慮した取組の推進、効果的・効率的な自治体経営などがあり、今後、これらの主要課題にどのように対応していくのかが問われています。

このような状況下、現に直面している地域課題の解決はもとより、変化を続ける社会情勢や市民ニーズに的確に対応したまちづくりを計画的に推進し、将来にわたり夢と希望に満ちあふれた小牧を確立するための新たな指針として、「小牧市まちづくり推進計画 第 2 次基本計画」を策定します。



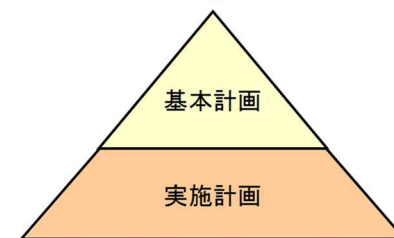
【小牧市民憲章】

- 市民のみちしるべとして、健康で明るい生活を送るため、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう 豊かな社会を形成するために制定されたもの。



【小牧市自治基本条例】

- 小牧市の自治に関する基本的なことをルールとしてまとめ、「市民」「議会」「行政」が目指すべきまちの姿を共有するとともに、それぞれの役割と責任を明確にし、市民主体の自治の推進を図るためのもの。



【小牧市まちづくり推進計画】

- 小牧市の最上位計画であり、市政運営の基礎となるもの。
- 施策の実施手段である主な事務事業を位置つけた基本計画の実行手段にあたるもの。
- 3か年を計画期間としてローリング方式により毎年度策定する。

2. 計画期間

「小牧市まちづくり推進計画 第 2 次基本計画」の計画期間は、令和 ~~6~~5 (2024~~2023~~) 年度から令和 ~~13~~12 (2031~~2030~~) 年度までの 8 年間とし、市長任期に 合 あ わせて見直し、新たな基本計画を策定することとします。なお、市長任期に関わらず、予期せぬ社会情勢の変化があった場合等は、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

3. 計画推進における横断的な視点

時代の潮流や今後、さら更に多様化・複雑化していくと見込まれるさまざま様な地域課題に的確に対応していくためには、本計画をより効果的・効率的に推進していく必要があります。そのためには、各施策の推進に加え、施策全般にわたる横断的な視点を明確にすることで、施策や分野を横断した連携が深まり、計画全体の推進効果をさら更に高めることができます。このことから、本計画の推進における横断的な視点を次のとおり掲げます。

(1) SDG s の推進

SDG s は、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、地球上の「誰一人取り残さない」社会を実現するために 17 の目標を掲げ、その達成に向けて経済・社会・環境の広範な課題の解決に統合的に取り組むことをうたった、令和 12 (2030) 年までを目標年限とする世界共通の目標です。

17 の目標は、いずれも「住民福祉の向上」という地方自治体が果たし得る役割と密接に関連しており、地方自治体の取組そのものが SDG s の達成に直結すると考えられます。

本市は、これまでに「小牧市まちづくり推進計画 第 1 次基本計画」の推進を通じ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に取り組み、令和 3 (2021) 年 5 月には尾張地域で初となる「SDG s 未来都市」に選定されました。

本市が将来にわたって真に豊かな地域社会を確立するため、SDG s に掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現をすべての政策分野を貫く共通言語として位置づけ、組織横断的に 17 の目標の達成に取り組みます。



(2) 都市ブランド戦略の推進

本市では、市民からいつまでも「住みたい」「住み続けたい」と思われるまちを目指し、小牧に対する市民の愛着や誇りを醸成するため、「子育てしやすいまち」と「史跡小牧山」をブランドの柱と定めた都市ブランド戦略を推進しています。

平成 27 (2015) 年 5 月には、市全体で「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指し、「こども夢・チャレンジ No. 1 都市宣言」を制定しました。

今後も引き続き、この都市宣言が掲げる理念のもと、全庁一丸となって、こどもの夢への挑戦を応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい、魅力あるまちの実現に取り組みます。

(3) 人口減少・少子高齢化への対応

人口減少・少子高齢化が進むと、まち全体の活力が衰退していくことから、人口減少を克服していく必要があります。

雇用の確保・創出、結婚・出産・子育て環境の整備、都市の活性化、魅力の向上・発信等により、地方創生のより一層の充実・強化に取り組みます。

(4) ダイバーシティの実現

性別や国籍、年齢、障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い、それぞれの個性や能力を活かしながら地域社会で活躍できる環境を整える必要があります。

多様性を活かすダイバーシティの考えに基づき、すべての市民が共生できるまちの実現に取り組みます。

(5) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

多様化する市民ニーズや社会の変化に対応するためには、施策全般を通じてデジタルを積極的に活用する必要があります。

これにより、誰もがデジタル化の恩恵や利便性を享受できる状態を創出し、市民が「豊かさ」を実感できるまちの実現に取り組みます。

(6) カーボンニュートラルに向けた取組

カーボンニュートラルを実現するためには、行政、市民、事業者等が当事者意識を持ち、具体的な取組を実行する必要があります。

市民、事業者等の取組を促進するとともに、市としても施策全般による取組を通じて、持続可能なまちの実現に取り組みます。

4. 計画の構成と体系

(1) 計画の構成

都市ビジョン【第 2 章】

小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、まちづくりを進めていく上での機軸となる考え方を、「都市ビジョン」として示しています。

市政戦略編【第 3 章】

都市ビジョンを機軸としてまちづくりを進めるうえで、限りある行政の経営資源を最適に配分すると同時に、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を推進していくため、市長の強いリーダーシップと責任のもと、優先的に経営資源を投入し、強力に押し進めていく事業群を「市政戦略編」として示しています。

この「市政戦略編」は、市長選挙時に掲げた政策を着実に推進していくために策定しているものであり、今後まちづくりを推進していく中で、市長が必要と認めた場合は、適宜見直しを行います。

分野別計画編【第 4 章】

6 の行政分野及びその配下に位置づけられる 29 の基本施策ごとに、今後、施策の推進によって実現を目指す目的やその達成に向けた手段等を体系的に示しています。

自治体経営編【第 5 章】

効果的・効率的な施策推進の視点と行政改革の視点の整合を図り、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進するため、4 つの基本施策ごとに、今後、施策の推進によって実現を目指す目的やその達成に向けた手段等を体系的に示しています。

計画の推進方策【第 6 章】

「まちづくり推進計画」を起点とする PDCA サイクル (Plan (計画) ⇒ Do (実施) ⇒ Check (分析・評価) ⇒ Act (改革・改善)) による計画の推進にあたって、現状と目標との乖離状況を定期的に把握し、その要因を分析することで、計画の進行管理と必要な改革・改善を継続的に実施するための方策を示しています。

(2) 体系

